平成２９年（フ）第８５号
栃木県小山市本郷町３丁目３番４号
債務者　毛塚工業株式会社
代表者代表取締役　毛塚　晃久
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　真
4　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第１９０号
長野県松本市野溝木工２丁目９番Ｃ101号、定款上の本店所在地長野県松本市大手２丁目１番６号
債務者　松本保障保険事務所
代表者代表理事　村田　精義
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
4　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月５日午後２時
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１０２号
長崎県佐世保市名切町313番地５、前住所長崎県佐世保市須佐町14番30号
債務者　株式会社日研ハウジング
代表者代表取締役　中村　憲司
1　決定年月日時　平成29年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小原　　亮
4　破産債権の届出期間　平成29年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月19日午後１時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
静岡県浜松市南区四本松町507番地
債務者　有限会社イジマ
代表者代表取締役　井嶋　基元
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒柳　安生
4　破産債権の届出期間　平成29年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
群馬県桐生市相生町１丁目386番地の５
債務者　有限会社エー・エム・エー
代表者代表取締役　加藤　昌弘
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　入澤　裕樹
4　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午前11時
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１１８号
鳥取県米子市両三柳421番地の３
債務者　有限会社花の館よみ
代表者代表取締役　夜見　博明
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中永　淳也
4　破産債権の届出期間　平成29年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午後２時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１６１号
沖縄県うるま市字田場371番地２
債務者　株式会社太嗣建設
代表者代表取締役　仲尾次嗣繁
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　破産債権の届出期間　平成29年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１６２号
沖縄県うるま市字田場1605番地
債務者　仲尾次嗣繁
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮國　英達
4　破産債権の届出期間　平成29年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５１２号
仙台市青葉区宮町１丁目６番18―301号、従前の住所仙台市青葉区五橋２丁目６番14号
債務者　佐藤　順一
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月22日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７３６号
宮城県多賀城市桜木３丁目３番45―202号
債務者　佐藤　浩光
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉林千枝子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月15日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３２号
滋賀県東近江市宮川町691番地189
債務者　林　　正人
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４１５号
岡山県倉敷市児島柳田町871番地２
債務者　新田　康弘
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　弘一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５９号
広島市西区三篠町１丁目２番24―502号
債務者　上川　吉明
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月12日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８１７号
広島市安佐南区伴南１丁目５番30―14―1406号
債務者　大山　健一
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　洋正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月10日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部